

# 福岡県公報

平成22年2月3日  
第3069号

## 目次

告示(第206号-第226号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	.....	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	7
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	7
公 告			
落札者等の公示	(総務事務センター)	.....	7
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(港湾課)	.....	8
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	.....	8
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	10
管理理容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	.....	12
管理美容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	.....	13
監 査 委 員			
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	.....	13
正 誤			
指定居宅サービス事業者の指定(平成22年1月福岡県告示第80号)			
中正誤		.....	16
指定介護予防サービス事業者の指定(平成22年1月福岡県告示第82号)中正誤		.....	16

政治団体の届出事項の異動届（平成22年1月福岡県選挙管理委員会  
告示第3号）中正誤 .....16

告 示

福岡県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年6月福岡県告示第979号宗像都市計画下水道事業宗像公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

宗像市

2 都市計画事業の種類及び名称

宗像都市計画下水道事業宗像公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年10月17日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第979号の事業地に、次の区域を加える。

宗像市大字須恵字余末、字川添及び字高室の各字の一部。

宗像市大字平等寺字平田の一部。

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第207号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営垂水地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成22年2月3日から 平成22年3月4日まで	上毛町役場

福岡県告示第208号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花見東4丁目1952番18、1952番45、1952番86及び1952番208から1952番213まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市花見東4丁目12番13号花見東1区公民館内

花見東一区自治会 会長 中村 孝志

福岡県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市内	平成21年12月24日

## 福岡県告示第210号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 鉄砲町(2)
- 2 区域の所在地 田川市大字伊田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
田川	伊田	3790番1	1号
		3796番18	2号及び3号
		3798番	4号から6号まで
		3780番3地先道路敷	7号
		3783番	8号

## 福岡県告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年12月11日農林水産省告示第2383号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第212号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月13日農林水産省告示第862号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第213号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年6月22日農林水産省告示第929号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第214号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年6月26日農林水産省告示第950号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第215号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年9月11日農林水産省告示第1423号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第216号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和61年3月11日農林水産省告示第382号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第217号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和61年6月4日農林水産省告示第848号(3に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第218号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和61年6月6日農林水産省告示第877号(2に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第219号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和61年7月21日農林水産省告示第1135号(1に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第220号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的



次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年9月9日農林水産省告示第1243号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに八女市役所及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第221号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年12月2日農林水産省告示第1498号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第222号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年4月16日農林水産省告示第471号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第223号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第618号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第224号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和63年5月20日農林水産省告示第677号（3、5、6及び7に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第225号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年9月19日農林水産省告示第1268号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年1月25日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島市志摩稲留、小金丸、初、師吉（可也西部地区）	換地計画書の写し	平成22年2月3日から 平成22年3月4日まで	糸島市二丈支所

## 公告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 落札に係る物品の名称及び数量  
電子計算組織（福岡県立学校6校分） 各1式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
平成21年12月11日
- 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

- ア キングテック株式会社（苅田工業高等学校分）
- イ 富士電機ITソリューション株式会社福岡支店（小倉商業高等学校分）
- ウ 富士電機ITソリューション株式会社福岡支店（若松商業高等学校分）
- エ 日興通信株式会社九州支社（福岡農業高等学校分）
- オ 株式会社九州ウチダシステム（三池工業高等学校分）
- カ 西部電気工業株式会社福岡本社（朝倉光陽高等学校分）

## (2) 住所

- ア 北九州市小倉北区東港2丁目5番1号
- イ 福岡市博多区店屋町5番18号
- ウ 福岡市博多区店屋町5番18号
- エ 福岡市博多区御供所町1-1
- オ 福岡市博多区博多駅南1丁目14番14号
- カ 福岡市博多区博多駅東3丁目7番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- ア 11,222,400円
- イ 11,340,000円
- ウ 11,340,000円
- エ 11,392,500円
- オ 12,915,000円
- カ 10,059,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成21年10月28日

## 公告

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見募集期間

平成22年1月25日から平成22年2月23日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部港湾課に備え置きます。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を



契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平22年3月5日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）の単価契約609,000 L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成23年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年3月16日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
08	01	石 油	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成22年2月3日(水)から平成22年3月16日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成22年3月16日(火)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成22年3月17日(水)午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(1L当たりの税込単価)に発注予定数609,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価に609,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に609,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に609,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Gasoline(Stored in a tank)  
Estimated yearly total:609,000 liters

- (2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2011
- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:45 PM on March 16, 2010
- (5) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext. 2233, 2236)

#### 公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明3丁目7番26号

#### 2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代1丁目2番4号

#### 3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター北九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代1丁目2番4号（電話092 - 632 - 4501）

#### 4 講習会の日程

次の第2回から第4回までの日程のいずれかを選択すること。

第2回	平成22年	6月28日(月)、7月5日(月)、7月12日(月)
第3回	平成22年	9月27日(月)、9月28日(火)、10月4日(月)

第4回	平成23年	2月14日(月)、2月21日(月)、2月28日(月)
-----	-------	----------------------------

## 5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学	4時間
理容所の衛生管理	14時間

## 6 受講予定人員

第2回120名、第3回50名、第4回20名

7 受講料 18,000円

## 公告

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成22年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明3丁目7番26号

## 2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代1丁目2番4号

## 3 受講申込み及び問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター北九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代1丁目2番4号(電話092-632-4501)

## 4 講習会の日程

次の第1回から第4回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成22年	5月24日(月)、5月31日(月)、6月7日(月)
第2回	平成22年	6月28日(月)、7月5日(月)、7月12日(月)
第3回	平成22年	9月27日(月)、9月28日(火)、10月4日(月)

第4回	平成23年	2月14日(月)、2月21日(月)、2月28日(月)
-----	-------	----------------------------

## 5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学	4時間
美容所の衛生管理	14時間

## 6 受講予定人員

第1回200名、第2回80名、第3回150名、第4回180名

7 受講料 18,000円

## 監査委員

監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく随時監査を保健環境研究所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年2月3日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男



## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の20機関

(2) 監査対象期間：平成21年3月1日又は平成21年4月1日から平成21年4月1日まで

(3) 監査実施日：平成21年9月2日～平成21年11月13日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
保健環境研究所	平成21年3月1日から 平成21年9月2日まで	平成21年9月2日
インテリア研究所	平成21年4月1日から 平成21年10月2日まで	平成21年10月2日
八女県土整備事務所	平成21年4月1日から 平成21年11月4日まで	平成21年11月4日
田川県土整備事務所	平成21年4月1日から 平成21年10月30日まで	平成21年10月30日
飯塚県土整備事務所	平成21年4月1日から 平成21年11月13日まで	平成21年11月13日
藤波ダム建設事務所	平成21年4月1日から 平成21年10月29日まで	平成21年10月29日
南筑後教育事務所	平成21年3月1日から 平成21年9月4日まで	平成21年9月4日
美術館	平成21年3月1日から 平成21年9月3日まで	平成21年9月3日
九州歴史資料館	平成21年3月1日から 平成21年9月9日まで	平成21年9月9日
東警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月17日まで	平成21年9月17日
宗像警察署	平成21年3月1日から 平成21年10月6日まで	平成21年10月6日
戸畑警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月8日まで	平成21年9月8日
八幡東警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月10日まで	平成21年9月10日
小倉北警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月11日まで	平成21年9月11日
直方警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月25日まで	平成21年9月25日
久留米警察署	平成21年3月1日から 平成21年10月8日まで	平成21年10月8日
小郡警察署	平成21年3月1日から 平成21年10月7日まで	平成21年10月7日

大川警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月15日まで	平成21年9月15日
柳川警察署	平成21年3月1日から 平成21年10月14日まで	平成21年10月14日
行橋警察署	平成21年3月1日から 平成21年9月18日まで	平成21年9月18日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、保健環境研究所等20機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・1・18	3062	告示	80	4			後から15	表中	嘉麻市	山田市
			82	7			12	表中	嘉麻市	山田市
22・1・6	3058	選挙管理 委員会告 示	3	7			8	表中	古小鳥町	古小鳥町